

第 3 回

熊本県議会

経済環境常任委員会会議記録

平成26年 6 月24日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 3 回 熊本県議会 経済環境常任委員会会議記録

平成26年6月24日（火曜日）

午前10時0分開議
午前11時0分休憩
午前11時3分開議
午後0時18分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成26年度熊本県一般会計補正予算（第3号）

議案第8号 熊本県控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例の制定について

議案第11号 財産の処分について

議案第15号 専決処分の報告及び承認について

報告第1号 平成25年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてのうち

報告第6号 平成25年度熊本県電気事業会計建設改良費繰越額の使用に関する計画の報告について

報告第7号 平成25年度熊本県電気事業会計事故繰越額の使用に関する計画の報告について

報告第8号 平成25年度熊本県工業用水道事業会計建設改良費繰越額の使用に関する計画の報告について

請第45号 「多重債務者生活再生支援事業」の継続を求める請願

請第34号 原油価格高騰対策に関する請願閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について

報告事項

- ①水俣病対策の状況について
- ②「水俣湾環境対策基本方針」に基づく水俣湾の環境調査及び水俣湾埋立地の点検・調査結果（平成25年度）について

③ダイオキシン類対策特別措置法に基づく調査測定等（平成25年度）の結果について

④（株）エコアッシュのプラント建設及び上田陶石（資）の採石場防災事業計画に係る住民説明会について

⑤水俣病特措法に係る会社法の改正等の概要について

⑥熊本県中小企業振興基本条例に基づく取組みについて

⑦平成26年度緊急雇用創出基金事業の取組みについて

⑧くまモンイラスト付き商品の海外販売の解禁について

⑨荒瀬ダム本体等撤去工事の進捗状況について

出席委員（7人）

委員長	山口	ゆたか
副委員長	橋口	海平
委員	西岡	勝成
委員	城下	広作
委員	鎌田	聡
委員	重村	栄
委員	佐藤	雅司

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境生活部

部長	谷崎	淳一
政策審議監	田代	裕信
環境局長	村山	栄一
県民生活局長	中園	三千代
環境政策課長	正木	祐輔
首席審議員兼		
水俣病保健課長	田中	義人

首席審議員兼
 水俣病審査課長 中 山 広 海
 環境立県推進課長 佐 藤 美智子
 環境保全課長 川 越 吉 廣
 自然保護課長 三 原 義 之
 首席審議員兼
 廃棄物対策課長 坂 本 孝 広
 くらしの安全推進課長 開 田 哲 生
 消費生活課長 前 野 弘
 男女参画・協働推進課長 大 谷 祐 次
 人権同和政策課長 中 富 恭 男
 商工観光労働部
 部長 真 崎 伸 一
 総括審議員兼
 政策審議監兼商工政策課長 高 口 義 幸
 商工労働局長 宮 尾 千加子
 新産業振興局長 奥 菌 惣 幸
 観光交流経済局長 渡 辺 純 一
 商工振興金融課長 伊 藤 英 典
 労働雇用課長 松 岡 正 之
 産業人材育成課長 石 貫 秀 一
 産業支援課長 古 森 美津代
 エネルギー政策課長 村 井 浩 一
 企業立地課長 寺 野 慎 吾
 首席審議員兼
 観光課長 中 川 誠
 国際課長 磯 田 淳
 くまもとブランド推進課長 成 尾 雅 貴
 企業局
 局長 古 里 政 信
 次長兼総務経営課長 五 嶋 道 也
 工務課長 福 原 俊 明
 労働委員会事務局
 局長 白 濱 良 一
 審査調整課長 橋 本 博 之

事務局職員出席者
 議事課課長補佐 小 夏 香
 政務調査課課長補佐 春 日 潤 一

午前10時0分開議
 ○山口ゆたか委員長 おはようございます。
 ただいまから、第3回経済環境常任委員会
 を開会いたします。
 まず、本日の委員会に1名の傍聴の申し出
 がありましたので、これを認めることといた
 しました。
 次に、今回付託された請第45号について、
 提出者から趣旨説明の申し出があっておりま
 すので、これを許可したいと思います。
 請第45号についての説明者を入室させてく
 ださい。
 （請第45号の説明者入室）
 ○山口ゆたか委員長 おはようございます。
 説明者の方に申し上げます。
 各委員には、請願書の写しを配付しており
 ますので、説明は簡潔にお願いします。
 それでは、御説明をお願いします。
 （請第45号の説明者の趣旨説明）
 ○山口ゆたか委員長 趣旨はよくわかりまし
 た。後でよく審査しますので、本日はこれに
 てお引き取りください。
 ありがとうございました。
 （請第45号の説明者退室）
 ○山口ゆたか委員長 次に、本委員会に付託
 された議案等を議題とし、これについて審査
 を行います。
 まず、議案等について執行部の説明を求め
 た後に、一括して質疑を受けたいと思いま
 す。
 説明は、環境生活部、商工観光労働部、企
 業局の順に受けたいと思います。執行部の説
 明は着座のまま簡潔に行ってください。
 それでは、環境生活部長から総括説明を行
 い、続いて関係課長から順次説明を願いま
 す。
 ○谷崎環境生活部長 環境生活部関係の議案
 の概要につきまして御説明を申し上げます。
 今回提出しております議案は、予算関係1

議案、条例等議案2議案、報告1議案でございます。

まず、第1号議案の平成26年度熊本県一般会計補正予算でございますが、総額1,200万円余の増額補正をお願いしております。

その内容としましては、消費者被害の防止活動を行う適格消費者団体の設立支援等に要する経費や企業における女性の経営参画を促進するための取り組み等の支援に要する経費でございます。

これらによりまして、特別会計を含めた環境生活部の平成26年度の予算総額は、294億7,200万円余となります。

次に、条例等議案でございます。

まず、第8号議案の熊本県控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例の制定についてでございます。

地方税法の改正によりまして、県が条例で指定した特定非営利活動法人いわゆるNPO法人に対する県民からの寄附金は個人県民税の控除対象となりましたので、その指定のための基準及び手続等に関し、必要な事項を定めるものでございます。

次に、第15号議案の専決処分の報告及び承認についてでございます。

3月31日に、熊本地裁において、いわゆる水俣病被害者互助会訴訟の一部敗訴の判決が示されましたが、過去の最高裁判決と考え方が異なるところがあり、熟慮の末、4月8日に控訴しました。この控訴に伴う専決処分につきまして、御承認をお願いするものでございます。

次に、報告議案でございます。

報告第1号の平成25年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございますが、公共関与推進事業費など5事業について、総額4億700万円余を繰越明許費として平成25年度から平成26年度へ繰り越すことを御報告するものでございます。

このほか、水俣病対策の状況等についてな

ど5件につきまして御報告させていただきます。

以上が今回提出しております議案等の概要でございますが、詳細につきましては、関係課長が御説明いたしますので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○田中水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

恐れ入りますが、経済環境常任委員会説明資料の2ページをお願い申し上げます。

平成25年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

事業名の水俣病資料館整備事業費でございます。これは、水俣市立水俣病資料館の語り部室の増設に補助するものでございます。増設に合わせまして、資料館全体の展示改修を計画しておりますが、増設部分を含めました施設全体の利用計画検討に時間を要したことにより、平成25年度から26年度に5,850万円を繰り越いたしました。既に着工いたしており、10月末には完成予定でございます。

よろしくお願い申し上げます。

○中山水俣病審査課長 水俣病審査課です。

資料の8ページをお願いします。

第15号専決処分の報告及び承認についてです。

詳しい内容につきましては、資料の9ページに記載してありますので、そちらをごらんいただくようお願いいたします。

本件につきましては、去る4月24日の当委員会においても御報告させていただいたものです。

2の専決処分の理由に記載してありますように、水俣病被害者互助会会員による国家賠償等請求訴訟について、平成26年3月31日、熊本地裁裁判所は原告らの請求の一部を認容する判決を行いました。県としては、3に記載してあります理由により、控訴が必要と考

えましたが、控訴期限である4月14日までに議会の承認をいただくとまがなかったため、専決処分とさせていただきます。

3の控訴理由にありますように、第一審判決の内容を検討した結果、過去の最高裁判決と考え方が異なっている等の点から、上級審の判断を仰がざるを得ないと考え、控訴を行ったものです。

なお、4の控訴の趣旨及び5の裁判（第一審）の概要以下につきましては、前回の当委員会において御報告させていただいた内容と趣旨において重なりますので、説明は省略させていただきます。

今後、県として、控訴審の場で主張、立証を行い、適切に対応したいと考えております。

委員の皆様には、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

水俣病審査課の説明は以上です。

○佐藤環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

恐れ入りますが、資料の3ページにお戻りください。

繰越計算書の報告でございます。

市町村等再生可能エネルギー等導入推進事業費でございますが、1億2,700万円余を今年度に繰り越したものでございます。

この事業は、市町村等が非常時に地域の防災拠点や避難民の受け入れ施設となる施設へ太陽光発電や蓄電池などの再生可能エネルギー導入事業に補助を行うものでございますが、理由欄に記載のとおり、関連資材の納期おくれや詳細設計の見直し等によりまして、年度内に工事が完了しなかったために繰り越したものでございます。

なお、繰り越した7施設のうち2施設につきましては、4月に既に事業を完了しておりまして、残りも9月末までには完了見込みでございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○三原自然保護課長 自然保護課でございます。

4ページをお開きいただきたいと思っております。

繰越計算書の内容でございます。

事業名といたしましては、自然公園施設等災害復旧事業費でございます。

昨年度、阿蘇地域において、トイレ等の自然公園施設7カ所が落雷により被災いたしました。金額といたしましては、396万3,000円を翌年度に繰り越すこととしております。

繰り越し理由といたしましては、落雷被害証明書等の取得等に不測の日時を要したため、査定決定がおくれて繰り越しをするものでございます。工事につきましては、7月中に完了予定でございます。

自然保護課は以上です。よろしくお願いいたします。

○坂本廃棄物対策課長 5ページをお願いいたします。

繰越明許の設定でございます。

まず、公共関与推進事業費でございます。

これにつきましては、平成25年度に予定しておりました工事といたしまして、準備工、造成工事、覆蓋施設工事、防災調整池工事等がございますが、その部分につきましては、当該年度の出来高が確定したことによりまして、その補助部分につきましては繰り越しを1億6,200万お願いしております。

繰り越しの理由といたしましては、埋立地側面部の覆蓋基礎地盤の強化向上のために改良盛りを行うことによりまして、造成工事によって不測の日数を要したこと等によりまして繰り越しを行うものでございます。

次の公共関与アクセス道路整備事業でございますけれども、これにつきましては、5,500万円余の繰り越しをお願いいたしております。

す。

繰り越しの理由といたしましては、地元の要望によりましてルート検討に時間を要したため、ルートを変更することが必要になったために時間を要したということでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○前野消費生活課長 消費生活課でございます。

資料の6ページをお願いいたします。

消費者行政推進費でございます。

適格消費者団体の認定を目指して県内で活動している団体の支援等に要する経費といたしまして790万円余を計上しております。

適格消費者団体は、消費者全体の利益擁護のために、個々の消費者にかわりまして事業者の不当な行為に対して差しとめ請求権を行使することができる消費者団体でございます。消費者契約法に基づきまして、内閣総理大臣が認定するものでございます。この適格消費者団体を目指して活動している団体が実施します相談会開催などの活動経費に対して支援し、認定に向けた活動の促進を図るものでございます。

適格消費者団体は、現在、全国に11団体ございます。九州では、大分、福岡に続き3つ目の認定を目指しているものでございます。

県といたしましては、団体と連携しまして、消費者被害の防止に努めてまいりたいと考えております。

なお、この事業は、県の消費者行政活性化基金を活用いたしまして、平成25年度から取り組んでいるものでございます。

消費生活課は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○大谷男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課でございます。

資料の7ページをお願いいたします。

男女共同参画推進事業費の地域女性活躍加速化事業につきましては、国の交付金を活用いたしまして、女性の社会参画を推進する新規事業でございます。企業における女性の登用や女性の起業化等に向けた取り組みを支援する事業で、トップセミナーや女性の経営者育成講座や起業化セミナー等を開催するための経費でございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。

熊本県控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例の制定をお願いしております。

説明については、24ページの概要により説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

当該条例は、特定非営利活動法人に寄附した県民の個人県民税が控除の対象となる控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等を定める条例でございます。そのため、条例の内容は、その指定の基準や手続、作成すべき書類、知事への届け出事項等となっております。

特定非営利活動法人は、県等の所轄庁の認証により成立いたしますが、その中でも公益性や寄附金、適正な運営等の一定の基準を満たしております法人については、認定特定非営利活動法人として認定することができ、当該法人に寄附した者は所得税や法人税、地方税の控除を受けることができることになっております。ただ、その基準は、平成23年度の法改正で若干緩和されておりますが、特定非営利活動法人にとってはまだまだハードルの高いものとなっております。

ただ、今回提案しております条例に従って申請手続を行い、基準をクリアして指定を受ければ、当該法人に寄附した県民は、県民税の控除を受けることができるだけでなく、国税等も控除される認定特定非営利活動

法人の認定の対象にもなります。そして、そのことにより寄附金がふえることで、特定非営利活動法人の財政基盤の強化や活動支援につながるものと期待しております。

本条例の施行は、周知期間を置いた上で8月1日としております。施行後、本条例に基づいて指定の申請があれば、今回の条例の指定基準に基づいて速やかに審査を行い、基準をクリアした法人については、控除対象特定非営利活動法人を指定する条例を新たに制定いたしまして指定を行いたいと考えております。

よろしく御審議方をお願いいたします。

○山口ゆたか委員長 それでは次に、商工観光労働部長から総括説明を行い、続いて関係課長から順次説明をお願いします。

○真崎商工観光労働部長 商工観光労働部関係の提出議案の説明に先立ちまして、県内の景気・雇用状況及び当部の取り組みの方向性につきまして御説明申し上げます。

日銀熊本支店が6月2日に発表しました金融経済概観では、県内の景気は、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動が見られておりますが、基調的には緩やかな回復が続いているとされております。

個人消費も同様に駆け込み需要の反動が見られるものの、基調的には底がたく推移しております。

製造業の生産は、自動車関連の生産が堅調に推移しているほか、自動車やスマートフォン向け半導体を中心に高水準の生産が続くなど、緩やかな回復を続けております。

雇用情勢については、有効求人倍率が8カ月連続で0.9倍を超えるなど、労働需給面は高い水準が続いております。

景気の先行きについては、当面、駆け込み需要の反動により弱さが残るものの、次第にその影響が薄れ、回復していくことが期待さ

れる一方、海外景気の下振れによるリスクが懸念される状況です。

このような中、商工観光労働部としましては、引き続き、中小企業の資金繰り支援や雇用対策など、県内中小企業者、労働者に対するセーフティーネットの充実に努めるとともに、国の経済対策等も活用しながら、成長分野に重点を置いた施策を積極的に推進し、さらなる県内景気の浮揚のため、しっかりと取り組んでまいります。

それでは、提出議案の概要について説明いたします。

今回提案しております議案は、予算関係2議案、条例等議案1議案でございます。

お手元の経済環境常任委員会、先ほどの資料ですけれども、25ページをお願いいたします。

補正予算の総括表になっておりますが、一般会計で1億3,800万円の増額補正をお願いしております。

その内容は、地域の中小企業における若者、女性、高齢者等の雇用拡大と処遇改善のための取り組みを支援する緊急雇用創出基金市町村補助事業に要する経費でございます。

条例等議案では、財産の処分1件でございます。

そのほか、本日は、中小企業振興基本条例に基づく取り組みのほか、3件について御報告させていただきます。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、御審議よろしく願いいたします。

○松岡労働雇用課長 労働雇用課でございます。

説明資料の26ページをお願いします。

失業対策総務費の雇用対策費でございますが、国の緊急雇用創出基金を活用した事業で1億3,800万円の増額補正をお願いしております。

この事業は、平成25年度国の補正予算で創設しました地域人づくり事業として、地域の中小企業において、若者、女性等の新たな雇用拡大や在職者の処遇改善のための取り組みを支援するものでございます。

具体的には、失業者の雇い入れのほか、非正規労働者の正社員化などに向けた研修など、コンサルティングや資格取得の支援などを行うこととしております。

地域人づくり事業の実施期間は、国の規定により平成27年度までの2カ年間となっておりますが、今年度は市町村分として当初予算に4億円を計上しておりましたが、市町村からの要望に応じまして、前倒して実施する分の補正をお願いしております。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○古森産業支援課長 産業支援課です。

資料の27ページをお願いします。

繰越計算書の報告です。

上段の次世代モビリティ普及促進事業は、7,394万円余を繰り越しております。

この事業は、電気自動車やプラグインハイブリッド自動車の普及に向けて、利用者の充電に対する不安解消のため、県において公共施設を中心に充電器の整備を行うものです。用地交渉に時間を要したことなどにより、年度内に工事が完了しなかったため、繰り越したものです。

なお、平成25年度に予定しておりました急速充電器6カ所、普通充電器27カ所の設置については、既に設置済みの2カ所を除き、本年度前半を目途に整備が完了する予定です。

次に、下段の阿蘇採石場終掘基礎調査事業です。

現在、阿蘇採石場の観測調査等をコンサルに委託しておりますが、これら調査に係る経費1,600万円を繰り越すものです。地層の状況につきましては、既に調査は完了しておりますが、地山の変動については、観測開始の

昨年8月以降まとまった雨がなく、データが不足しております。このため、より精度の高い解析を行うため、梅雨と台風時期の9月まで観測を継続するものです。

産業支援課は以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

○寺野企業立地課長 企業立地課でございます。

資料28ページをお願いいたします。

議案第11号財産の処分について御説明いたします。

今回処分する財産は、菊池テクノパークでございます。菊池テクノパークにつきましては、平成26年1月に造成工事が完了し、平成26年3月20日に、分譲価格の決定のために熊本県財産審議会に諮問し、答申をいただいたところです。これに伴いまして、本工業団地の分譲開始に向け、財産の処分について今議会にお諮りするものでございます。

所在地は、菊池市旭志川辺字二東沖987番の2ほか8筆でございます。面積は、15万5,335.14平方メートルでございます。処分の相手方は、今後熊本県が誘致する企業等でございます。処分の目的は、工業用地として処分するもので、処分の予定価格は20億1,935万6,820円でございます。

概要について御説明いたします。

29ページをお願いします。

菊池テクノパークの概要でございますが、本団地は菊池市旭志に所在しておりまして、平成20年度から事業に着手し、平成25年度に造成工事及び登記手続きが完了いたしました。総事業費は約20億1,000万円で、事業面積は2万9,841.15平方メートルでございます。

区画の配置につきましては、次の30ページをごらんいただきたいと思います。

分譲面積は15万5,335.14平方メートルで、区画数は2区画でございます。各区画の面積は、A区画が12万8,773.74平方メートルで、

B区画が2万6,561.40平方メートルでございます。土地単価は、1平方メートル当たり1万3,000円でございます。

なお、これまでの経緯につきましては、2の事業経緯のとおりでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○山口ゆたか委員長 それでは次に、企業局長から総括説明を行い、続いて関係課長から説明をお願いします。

○古里企業局長 今回は、地方公営企業法の規定に基づき、平成25年度の電気事業におけます建設改良費の繰り越し及び事故繰越並びに工業用水道事業会計におけます建設改良費の繰り越しの報告、さらに、その他の報告としまして、荒瀬ダム本体等の撤去工事の進捗状況について御報告させていただきます。

詳細につきましては、次長から説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○五嶋企業局次長 企業局総務経営課でございます。

説明資料の31ページから34ページをお願いいたします。

まず、31ページから33ページまででございますが、電気事業会計におきます建設改良費繰越及び事故繰越、それから34ページが工業用水道事業会計における建設改良費繰越の報告でございます。

まず、31ページから32ページでございますが、電気事業会計の建設改良費繰越に係る報告でございます。

全11件のうち、最初の10件が荒瀬ダム撤去工事に関するものでございまして、最後の1件が発電所の工事に関するものでございます。

まず、31ページの5件ですけれども、荒瀬ダム本体撤去や砂れき除去、上流の浸水対策

工事などの関連工事でございます。地元や関係機関との調整に不測の日数を要しましたことから、平成26年度へ繰り越しを行ったものでございます。

次に、32ページをお願いします。

上から5件ですが、荒瀬ダム撤去工事に伴う環境モニタリング調査の委託や上流の浸水対策工事及び路側構造物の補強や道路のかさ上げなど、国の交付金対象事業実施に伴います一般会計に対する企業局の負担金でございます。

これらの実施に際しまして、荒瀬ダム撤去フォローアップ専門委員会の意見等を踏まえ見直しを行ったことや、国の経済対策による予算化でありましたことから工期がとれなかったことなどから、平成26年度へ繰り越しを行ったものでございます。

最後の1件の緑川第二発電所内排水ポンプ取替工事につきましては、技術者の不足により入札が不調となったことから、平成26年度へ繰り越しを行ったものでございます。

次に、33ページをお願いいたします。

電気事業会計の事故繰越に係る報告でございます。

地方公営企業におきましては、一般会計のように明許繰越制度がなく、建設改良費繰越以外は全て事故繰越となります。1件目と2件目につきましては、国の経済対策による予算化であったことから、工期がとれなかったために、平成26年度へ繰り越しを行ったものでございます。3件目の緑川第一発電所スラスト油槽冷却管修繕工事につきましては、修繕箇所を調べましたところ、部品を新たに製作する必要が生じ、その製作に日数を要しましたために、平成26年度へ繰り越しを行ったものでございます。

次に、34ページをお願いいたします。

工業用水道事業会計の建設改良費繰越に係る報告でございます。

有明工業用水道の主要設備更新工事と八代

工水、上天草宇城上水道導水管耐震化工事に係るものでございますが、国の経済対策による予算化であったことから、工期がとれなかったため、平成26年度へ繰り越しを行ったものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○山口ゆたか委員長 以上で執行部からの説明が終了しました。

質疑を受けたいと思います。なお、答弁をされる課は、課名を名乗って、着座のまま説明をしてください。

それでは、質疑を受け付けます。

○鎌田聡委員 条例関係、男女参画・協働推進課にお尋ねします。

NPOの関係ですね。認定NPOですか、その基準とか手続に関する事項を定めるやつだと思いますけれども、これは、県で認定するやつと、あと熊本市のほうもやるんじゃないかかと思えますけれども、そことの何か違いとか整合性とかとれてるのかどうか、お尋ねいたします。

○大谷男女参画・協働推進課長 熊本市も、今年の12月をめどに、同じような条例を制定することで今作業を進めております。ちなみに、例えば熊本市さんのNPOさんでこういう指定を受けようとするときには、どちらでも選択できます、いいほうを、という形になります。熊本県と熊本市は多分似たような条例になるかと思えますので、指定を受ければ、先ほど申しましたように、認定の道も開けるというのは同じような形になると思えます。

○鎌田聡委員 それぞれ内容の整合性とか、その辺はお詰めになられてないんですか。片や、市と県で同じところに——どっちでもい

いという話ですけれども、その辺は少しちょっと合わせとったほうがいいんじゃないかと思うんですけれども、その辺いかがなんですかね。

○大谷男女参画・協働推進課長 男女協働課です。

この条例をつくるに当たっては、2年ほどかけて委員会で検討してきています。その際に、熊本市も当然入っていただいています。それと、うちの検討状況については、常に熊本市さんにも流しておりますし、今現在の条例も流しておりますので、これを参考にしていただいて、多分調整する形で最後までできるようにしたいというふうに思っております。

○鎌田聡委員 ぜひ、それぞれやっぱり整合性をとりながら、どっちが有利とかそういうことがないように、どっちでも選択できるというのがちょっと不思議でならないんですけれども、熊本市にある事業所でも県のほうにできるということ……。私は、市の部分は市だと思ってたんです、政令市内のやつは。それはいかがなんですかね。

○大谷男女参画・協働推進課長 どちらも選択できることになります。ただ、先ほど委員おっしゃられたとおり、今調整を進めておりますので、どちらに出しても、同じような書類を出していただいて、同じような基準で審査することになると思えます。

○鎌田聡委員 県民税の控除というところにかかわってきますので、ハードルを下げ過ぎてしまうと、またどうかという部分もありますし、ある程度下げないと、またNPOさんが育っていかないという、認定NPOに育っていかないという部分がありますので、そこはぜひ市と県ときちんと詰めていただいて対

応をお願いしたいと思います。

それと、もう1点よろしいでしょうか。

○山口ゆたか委員長 はい、どうぞ。

○鎌田聡委員 企業立地課で、財産の処分御説明いただきました工業用地の関係ですけれども、2区画ということですが、処分の相手方は誘致企業ということですが、大体のこれはめどが立った上での話なんですか。

○寺野企業立地課長 これまでに、造成の途中の段階から数社から問い合わせが来ております。食品関係、あるいは半導体関係等ですけれども、まだ立地が確実にされたものはございません。

今回、議会で提案して議決していただきますと、可決した後速やかに着工ができるという手続でありますので、今後速やかな立地に向けての今回の議案のお願いでございます。

○鎌田聡委員 じゃあ、これがずっと空き地になるということはないんですね。もう問い合わせが来て、もうどっかに決まるということによろしいんですね。

○寺野企業立地課長 速やかに立地に向けて頑張っていきたいと思っております。

○鎌田聡委員 ぜひよろしくお願いいたします。県内でそういったところもありますから、やったけれども売れてないというところが、ぜひ努力をしていただきたいと思っております。

以上です。

○城下広作委員 せっかくだから関連で、今の企業立地課の分。

このAとBとあるんですけれども、この形を見て、Bは大変いびつな格好をして、これ

はなかなか企業も、こんな形でいい企業なんていうのはなかなか難しだろうと単純に思うんですけども、この区画の割り方というのは、これが最善の形だったのか。それと、単価が、これはAとBと一緒になのか。買う側にとって、たいが使いにくい形で単価が一緒というのは、これはなかなか納得いかぬのじゃないかなという部分と、特にBなんか、入り口のところなんかは、たいが曲がった形で使い勝手が非常に悪いと。こういうことは、どういうふうにかえるのかなと思って。

○寺野企業立地課長 工業団地の設計に当たりまして、真ん中に道路を抜く必要がございます。この道路の位置をどこにするかというのは、全体の地形とか造成工事の少なさから考えたときに、既に通っている両側の位置のどこにタッチするかという関係でこういう区画割になっております。この工業団地においては、この形が適正ではないかと思って、こういう団地にしております。

○城下広作委員 だけど、相手の規模によって大体考えなきゃいけないから、例えばAはある程度大きいところ、ある程度まとまった企業、Bは小さいところで狙い撃ちをするならこれでいいんですよ。道路なんていうのは、わざわざ真ん中を通さぬでも、もう少し真ん中に寄ったって、設計上は全然これは問題ないです。これが絶対ベストだということは、これは言い切ることはないと思っております。

だから、よっぽど相手の企業、必要な企業が、面積がこれだけだったらいいよという条件とか、中の広い部分で駐車場と考えているからこうだという、最初から相手を決めてれば、こういうやり方もいいけれども、まだ不特定多数決まってない場合には、もう少し考えるような知恵があってもいいんじゃないかというふうな考え方もあるということだけは一言言っておきたいというふうに思います。

（「はい」と呼ぶ者あり）もうできたから仕方ないから。戻せというわけにいかぬから。

○寺野企業立地課長 説明が漏れましたけれども、今城下委員がおっしゃったように、ある程度投資規模の大きいところも想定して、県内に10ヘクタールのまとまった土地がございませんので、A区画はそういう投資規模の大きいところを想定して、Bのところは2ヘクタール弱ですので、一般的な投資を含めた上で、こういう区画割にしております。説明が遅くなりまして、申しわけございません。

○城下広作委員 そういう話だったら、ある程度理解ができると。やっぱり狙い撃ちというか、そういうような角度を持たないと、こういう区画にはなかなかやれないというふうに思います。

ついでによろしいでしょうか。

○山口ゆたか委員長 はい、どうぞ。

○城下広作委員 3ページの部分で、市町村等の再生エネルギーの事業でございます。

関連資材と設計の見直しによって9月までずれ込むということなんですけれども、先ほどの説明では、こういう場所をするのには災害の避難箇所とかそういう施設なんかも対象になっているということなんですけれども、今からちょうど災害の起こる時期で、災害がちょうど終わったぐらいに工事が完了するというものだから、本当は夏場で太陽光のパネルなんか一番日照が当たるときに完成してればうまく利用できたのにといいながら、時期を逸するような格好になってしまって残念だなというふうに思います。

ただ、関連資材というのは、具体的にどういのが足らなくておくれたのか、それとも設計変更のウエートが大きくておくれたのか、これもちょっと詳しく教えていただけま

すか。

○佐藤環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

資材の納期おくれと申しますのは、もともとこの事業が、役場や公民館、体育館等の市町村の防災拠点に再生可能エネルギー設備を導入するというので、ほとんどが太陽光発電を設置するものでございます。

全国的に、メガソーラーの建設ですとか、FITによる太陽光発電設備の設置が広く進められておりまして、パネルを初めとします関連資材の調達に非常に時間がかかっていると。市町村から聞いたところによりますと、半年以上かかることもあったようでございます。

もう1点、詳細設計の見直し等でございますが、施設の新築や改築とあわせて、この事業を使うというケースもありまして、その本体工事の見直し等によりまして、パネル設置がおくれたという場合がございます。

以上、そのような状況でございます。

○城下広作委員 それは資材がないということは仕方ないことで、恐らく全国的にそれだけ太陽光の事業者というのは、相当な量出ている大変花形産業だなというふうな、逆に裏づけかなと思います。ただ、さっきも言いましたように、夏場の一番太陽が降り注ぐときにそれが間に合わないと、時を少しずらしてしまったなという残念さが少し残るといふ感想でございます。

以上でございます。

○山口ゆたか委員長 ほかにありませんか。

○佐藤雅司委員 自然保護課にちょっとお尋ねします。

4ページですね。自然公園施設等の災害復旧費ということですが、私がちょっと聞き間

違えたかもしれませんが、完了した部分とそれからまだ今からやらなきゃならないという部分とあったと思いますけれども、そのところをちょっともう少し詳しく説明していただけないか。

○三原自然保護課長 自然保護課でございます。

当該施設につきましては、7カ所が昨年度7月8月の落雷によって被害を受けております。平成25年度で終了しましたのが2カ所、それから繰り越しましたのが5カ所でございます。5カ所について、現在、発注の上、工事を実施し、7月中に終了しようということでご動いているところでございます。

○佐藤雅司委員 その5カ所をちょっと言うていただけませんか。

○三原自然保護課長 自然保護課でございます。

草千里の給水施設、それから阿蘇山上トイレ、それから米塚園地トイレが2カ所、それから坊中野営場でございます。

○佐藤雅司委員 落雷による被害ということですが、落雷とトイレの改修、2つあったと思いますけれども、落雷はどういった被害ですかね。

○三原自然保護課長 落雷によって、給水施設いわゆるトイレの水の施設ですとか、あるいは電気施設が被災したという被害でございます。ですから、トイレの給水ですとかトイレの照明ですとかというのに影響を与えるということで、災害復旧工事をしたということでございます。

○佐藤雅司委員 こういった施設は、やっぱり山つきにあるわけですから、相当やっぱり

落雷の被害は想定しとかないかぬと思うとですたいね。何か避雷針かなんかはつけてなかったのかという、それが疑問ですが。

○三原自然保護課長 トイレ等につきましては、先生も御存じかもしれませんが、小規模な施設とかも多いものですから、1カ所1カ所に避雷針等を設置しているということは今のところございません。

○山口ゆたか委員長 よろしいですか。

○城下広作委員 関連で。

先ほどの説明は、落雷の証明によって災害査定がおくれたと言われたんですよ。落雷の証明なんて、何月何日に落雷というのは証明なんてちゃんとすぐできるのに、災害査定の際に落雷証明をするのがおくれたからというのがあるのかなと思って。落雷なんていうのは、明らかに現地ですと証明なんかすぐできると思うんですけども、査定の際に落雷の証明ができなかったと、それがおくれた理由だったんですね。

○三原自然保護課長 落雷の証明をするにおきましては、通常、電気系統がショートしたりする場合もございますので、その1カ所1カ所の施設について、これは落雷の被害だということを専門家に判断していただく必要がございます。ということで、その専門家に判断していただくための予算を補正予算で獲得し、その後、専門家に証明をしていただいた後、災害査定に持ち込むということで、今回おくれたというものでございます。

落雷があつて、被害があつた——落雷があつただけでは、財務局のほうで災害として見ていただけませんので、その落雷と申しますか、雷がそのタイミングであつたときに被害を受けたのが落雷の被害だということを証明しないと、なかなか災害復旧にのらないとい

うことで、今回こういう結果になっておるものでございます。

○山口ゆたか委員長 よろしいですか。ほかにありませんか。

○重村栄委員 企業局長にちょっとお聞きしたいんですが、一番最後の34ページに企業局関係のやつが出ております。有明工業用水道の設備の更新が計画されておりますが、少しちょっと中身をお聞かせいただきたいと思えます。

特に、耐震化という観点でのこういった更新とか入っているのかどうか、それと耐震化がどの程度進んでいるのか、そこら辺を含めて。

それともう1つ、有明工業用水は、小岱山の中腹をくりぬいている導水管があるんですけども、もう30数年、40年近くたってまして、導水管が1本しかないんですよ。これ、もし小岱山腹で導水管がどうかなったときには、給水が中断する危険性がありまして、そういった、もしそういうことになれば、上水道にも使っておりますし、産業用にも使っております、非常に経済的に大きな支障を来す面があるんですが、そういった安全性というか、耐震化の安全性というのも含めて、ちょっとお聞かせいただければと思います。

○五嶋企業局次長 総務経営課でございます。

今回繰り越ししております施設につきましては、有明工業用水道の上の原浄水場の送水ポンプの設備更新、それから汚泥等の設備更新、水処理設備の更新等でございます。

それから、導水トンネルにつきましては、現在調査等を実施しているところでございます。

○重村栄委員 まだ導水トンネルの状況はわからないですか。

○五嶋企業局次長 はい。まだ今放射能探査等をやっております、夏ごろにはその状況等もわかってくるかなというふうに思っております。

○山口ゆたか委員長 よろしいですか。ほかにありませんか。

○西岡勝成委員 先ほど、商工観光労働部長から、県内の景気動向についてお話がございました。

消費税増税後も緩やかな回復にあるということで、雇用情勢も似たような状況だと思っておりますけれども、県内にやはりばらつきが—どうしても自動車関連とか先端技術産業が中心ですから、県央といいますか、その辺が県内を引っ張っていくのかなという感じなんですけれども、県北、県南、県央、雇用情勢とかを含めて、ばらつきみたいなものはあるんですかね。

○真崎商工観光労働部長 商工観光労働部でございますが、ただいまの西岡委員の御質問、まさしくそうで、地域的ないわゆるばらつきといいますか、格差、それから職種による差というのが確かにございます。

ここで、先ほど冒頭で、私が挨拶の中で申し上げましたのは、基調的にという言い方で緩やかに回復しているというふうなことを申し上げて、委員の御指摘といいますか、お話のとおり、確かにそれは我々も認識いたしております。

○西岡勝成委員 その中で、バランスよく景気が回復するため、観光客というのは、非常に流動人口というのは地方で期待される部分があるんですけれども、現状、近々の県内の

観光客の状況というのはどういうものでしょう。

○真崎商工観光労働部長 県内のいわゆる観光客入り込み数につきましては、そうですね、国内、国外ともに、国内は5%ぐらいだったかな、5ポイントぐらい。これは13で申し上げますと、観光統計というのは歴年でやっておりますけれども、13の数字、ちょっと今手元にないんですけれども——（「委員長」と呼ぶ者あり）それから国外がほぼ横ばいの感じで推移しております。細かい数字は、ごめんなさい、言ってもらえますか。

○中川観光課長 観光課でございます。

ただいまの御質問の答弁にちょっと補足させていただきます。

まず、26年1月—3月の速報ベースでございます。これは推計も一部入っておりますけれども、全体トータルで、国内、海外合わせて4.1%の増加でございます。

内訳を申しますと、国内で5.3%の増加でございます。これは、国内は観光キャンペーン等の取り組みの成果でございます。あわせて、海外でございます。海外につきましては、99.7%でございます。これは若干減っているように数字的になっておりますが、実は対前年でいきますと、前年がかなり大きく伸びている年でございます。それとほぼ同じぐらいの数字ということでございますので、私どもの認識としましては、26年の1月—3月まで、海外のほうも堅調な数字、集客が続いているというふうに見ております。

以上でございます。

○西岡勝成委員 わかりました。

○山口ゆたか委員長 ほかにありませんか。

○重村栄委員 雇用関係でちょっとお聞きし

たいんですけれども、きのうテレビを見てまして、ちょっと福岡のほうの放送局だったんですが、合同就職説明会かなんかあってまして、そのニュースだったんですけれども、先ほど求人倍率が上がったということでありましたけれども、福岡も当然上がっているようでして、求職数がすごくふえているというのが前提で説明がございました。

その中で気になったのが、求職数がふえているのは、1社当たりの数はふえてないんだと、今まで控えていたところが今回求人をするというので求職者数がふえている、ただ、そうはいいながら、企業は採用の基準を下げたわけじゃない、逆に質を求めている、内容的には逆に厳しくなっている可能性もあると、そういった報道があつたんですけれども、熊本県内は、どんな状況なんですか。同じような状況なんですか。

○松岡労働雇用課長 労働雇用課でございます。

今求職者の質の話ということでございますが、一般論として——済みません、ちょっと数字を把握しておらないんですが、いわゆる非常勤職員、非正規雇用の方が、短期で雇用されて、またやめられて、あるいは複数のところ求人あるいは求職を出されているという場合は、この有効求人倍率が機械的に上がるというような話も伺っております。

今、福岡のお話でしたけれども、熊本の労働局でも、そういう非正規の求人というのが有効求人倍率を上げているんじゃないかというようなお話を伺ってはいるんですが、ちょっと熊本県の数字としてはどれくらいあるのかというのは、申しわけありません、今ちょっと把握をしておりません。

○重村栄委員 久しぶりに求人倍率が上がって、非常に喜ばしいことではあるんですけれども、今お話があつたように、数字そのもの

が統計のマジックで上がっている部分も多々あるような話も聞きますし、本当に実態がどうなのかなというのが若干不安を感じるところがあるんですよ。一回その辺もしっかり労働局あたりと意見交換をされ、情報交換をしていただいて、県内の雇用状況、求人状況、本当の中身のところがどうなのか、一回機会があったらお話を聞かせていただければありがたいと思います。

○山口ゆたか委員長 ほかにありませんか。

○西岡勝成委員 ちょっと話が戻るんですけども、今アベノミクスが要するに成功するためには、地域がやはり元気になるということが前提ですよ。大きな課題の一つで、なかなか津々浦々が元気になるというのは難しい話じゃあるんですけども、先ほども言われるように、やっぱりバランスがなかなかうまくまいぐあいにとれていかない地域が残っている場合は、ぜひ、中小企業を含めて、その辺の対策をいろいろ指導もしていただきながら、成長産業をつくっていくという形をとらないと、いつまでたっても、このバランスが格差が広がるばかりで、地域がバランスよく元気になるというのは難しいと思うので、その辺は十分金融関係も融資関係も配慮をしていただきながら、現場の声を聞いていただいて対応をしていただくように、これはもうお願い、要望しておきます。

○城下広作委員 雇用のことで1つだけ、私が現場で耳にしたことだけ、ちょっとこれは参考になるかならないか別として聞いておいてもらいたいと思います。

コンビニ業界では、とにかくアルバイトを求人してもほとんど人が来ないと。もう本当に大変な状況らしいです。いわゆる最低賃金で出したって当然来ないし、あえてそれを時給を800円とか900円とかしないと来ないらし

いです。

今の若者は、大学生も含めてコンビニには来ない、居酒屋にも行かないと。ワタミが閉店したのは、全部人材不足、人がいない。それと、ほかのすき家とか、あいうチェーンも、アルバイトが来ないと、だから閉店をしなければいけない。これが現実ですよということを最近コンビニのオーナーから聞いて、いわゆる仕事がないというか、何か求める職種とミスマッチで、なかなか若い人が仕事につかないというのが現状みたいで、非常に難しいなど。深刻な問題で、1年以上求人を出しているけれども誰も来ないと、コンビニなんていうのは。だから、家族で夜も昼もやるといようなのが、現場の雇用状況というか、一部の部分の分野ですけれども、そういう状況でした。

○山口ゆたか委員長 はい、賜っておきます。

ほかにありませんか。なければ、これで質疑を終了します。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第8号、第11号、第15号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山口ゆたか委員長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外3件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山口ゆたか委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号外3件は、原案のとおり可決または承認することに決定しました。

次に、本委員会に今回付託された請願を議題とし、これについて審査を行います。

まず、請第45号について、執行部から状況の説明をお願いします。

○前野消費生活課長 消費生活課でございます。

請第45号について御説明申し上げます。

この請願の趣旨は、深刻な社会問題となっております多重債務問題への対応の一環として、本県で実施しております多重債務者生活再生支援事業につきまして、平成27年度以降も引き続き事業の継続を求めるというものでございます。

この事業は、生活再生を促すために、多重債務者に対して家計診断、生活指導及び債務整理指導を行いますとともに、債務整理後の生活再生中に発生しました臨時的な生活資金、例えば子供さんの入学金とかいうものを貸し付けるものでございます。

現在、グリーンコープ生活協同組合くまもとに委託しております。平成22年6月から事業を実施しております。

これまでの事業の実績は、25年度末までの4年間の累計で、面談による相談件数が約2,200件、貸し付けにつきましては320件、金額で約1億6,000万円に達しているところでございます。

県の事業ということで、安心して相談に来てもらえるというのが一番のメリットでございます。結果として、多重債務者からの相談の掘り起こしにつながっております。自殺や犯罪等の悪循環を断ち切るためにも非常に有効な施策となっております。

説明は以上でございます。

○山口ゆたか委員長 ただいまの説明に関して質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○山口ゆたか委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第45号については、いかがいたしましうか。

（「採択」と呼ぶ者あり）

○山口ゆたか委員長 採択という意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第45号を採択とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山口ゆたか委員長 異議なしと認めます。よって、請第45号は採択とすることに決定しました。

次に、継続審査となっております請願を議題とし、これについて審査を行います。

それでは、請第34号について、執行部から状況の説明を願います。

○高口商工政策課長 商工政策課でございます。

請第34号について御説明いたします。

請願の趣旨は、近年の燃料価格の高騰が、牛深地域の水産加工経営に深刻な影響を与えており、第1に、燃料価格の高騰に対する補填等の支援措置を、第2に、加工における燃費効率化のための産学官連携による調査研究を求めるものでございます。

本請願にかかわる環境の変化、すなわち燃料価格の動向につきましては、大きく変わっておりません。相変わらず高どまり、あるいはわずかながら上昇という状況でございます。また、国を含めて水産加工業に対する支援制度の変更はございません。

なお、牛深地域の水産加工業につきましては、産業支援課及びエネルギー政策課等が、昨年度現地の調査及び省エネセミナー等を開催いたしましたが、今年4月には、一部の加工業者に対しまして、燃料効率化向上のための具体的な現地指導等を行ったところでございます。

以上でございます。

○山口ゆたか委員長 ただいまの説明に関して質疑はありませんか。

○西岡勝成委員 県からいろいろ試験場を含めて調査をしていただいて、エネルギーの効率化に向けて鋭意努力していただいておりますので、しばらく継続していただいて、成果が多分出てくると思っていますので、今後ともよろしくお願いを申し上げたいと思います。継続をお願いします。

○山口ゆたか委員長 御意見も含めて。

ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○山口ゆたか委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

それでは、採決に入ります。

請第34号については、いかがいたしましょうか。

（「継続」と呼ぶ者あり）

○山口ゆたか委員長 継続という意見がありますので、継続についてお諮りいたします。

請第34号を継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山口ゆたか委員長 異議なしと認めます。よって、請第34号は継続審査とすることに決定しました。

この際、しばらく休憩いたします。

午前11時0分休憩

午前11時3分開議

○山口ゆたか委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山口ゆたか委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他報告事項に入ります。

報告の申し出が、環境生活部から5件、商工観光労働部から3件、企業局から1件あっております。それぞれ担当課長からの説明を受けた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、報告①について、資料の順に沿って説明をお願いします。

○中山水俣病審査課長 水俣病審査課です。

お手元の資料、経済環境常任委員会報告事項のうち、環境生活部の冊子1ページからお願いします。

水俣病対策の状況について、去る4月24日の本委員会において御報告させていただいた後の状況について説明させていただきます。

まず、1の水俣病対策の主な経緯についてですが、4月26日、第35回臨時水俣病認定審査会いわゆる臨水審が開催されました。

次に、5月16日、食品衛生法に基づく水俣病の法定調査等の義務づけ等を求める訴訟が提起されました。この訴訟は、水俣病の認定や損害賠償を直接求めるものではありませんが、関連する訴訟として掲載させていただきました。

内容としては、水俣病の患者発生を食中毒事件として扱い、調査等の実施を求めているものです。昨日東京地裁から訴状が届いたばかりですので、今後訴状の内容をよく検討の上、適切に対応したいと思っております。

次に、5月28日のところですが、認定申請者に臨水審に係る制度を周知する文書を送付しました。

次に、2の最近の国、県の動きについてです。

1の主な経緯と重複しますが、2段目の「環境省は」のところから読ませさせていただきます。

環境省は、4月26日に、平成14年以来となる第35回臨水審を開催し、現在、審査に向け

て準備を進めているところです。また、県も、5月28日に認定申請されている方約640人に対し、国で審査を行う場合の手続を説明する文書を送付するとともに、さまざまな機会を捉えて個別に制度の説明を行っております。

次に、資料の2ページをお願いいたします。

3、認定業務の状況について、(1)認定申請の状況ですが、5月31日現在の熊本県への認定申請件数は651件となっております。うち、国に対する認定申請件数は2件となっております。これは5月末の数値でございますが、本日の資料には記載しておらず、大変恐縮ですが、口頭で若干の報告をさせていただきます。

5月28日に臨水審の制度を周知する文書を送付した後、申請者の方々から電話での問い合わせが約100件ございました。また、個別の説明も行ってきたところであります。その結果、臨水審での審査希望については、6月に入りきのうまでに30件の申請を受け付けております。

したがって、5月末現在の2件と合わせて、32件が国での審査を希望していることとなります。ただし、これらにつきましては、個々に疫学調査や検診の状況が異なりますので、これらの案件が全て直ちに国で審査されるというわけではございません。

なお、今後の臨水審の開催についてですが、環境省としては今月下旬から来月上旬の間に開催したいという意向であると伺っております。

以上、6月の中途における状況でしたので、資料には記載しておらず、口頭での説明となり、大変申しわけございませんが、御報告させていただきました。

次に、資料に戻りますが、2ページ3の(2)認定検診の状況以下ですが、4の水俣病に関する裁判の状況も含めまして、4月の委

員会で御報告した内容と大きく変わっておりませんので、説明は省略させていただきます。

水俣病審査課は以上です。

○田中水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

引き続き、資料の3ページをお願い申し上げます。

5の特措法による救済についてでございます。

(1)の申請者数4万2,961人及び下の表の内訳につきましては、記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

県といたしましては、対象者の確定に向けまして最大限の努力を行いますとともに、相談窓口での対応やフォローアップ事業などに取り組んでまいります。

水俣病保健課は以上でございます。よろしくようお願い申し上げます。

○正木環境政策課長 環境政策課でございます。

引き続き、3ページの6、チッソ株式会社の平成25年度決算の概要について御説明いたします。

去る5月に、チッソの平成25年度決算が発表されました。主力である液晶分野において、市場全体の成長が伸び悩むなど厳しい状況にあったものの、スマートフォン等の中・小型パネルの需要維持と円安基調による為替差益の発生により、前年に比較して売上高、経常利益ともに前年度を上回り、経常利益は約91億円となりました。

平成12年から実施されておりますチッソ金融支援抜本策における経常利益目標額53.2億円をクリアしており、患者補償金の支払いには支障のない水準が確保されております。

平成26年度の業績予想については、100億円の経常利益が予想されております。

次の4ページをお願いいたします。

チッソの決算確定に伴い、金融支援抜本策のルールに基づき試算した今年度の支援措置額でございます。ポイントのみ御説明させていただきます。

まず、5ページの参考2の図の右側をごらんください。

今年度のチッソの経常利益の配分図でございます。

連絡会議で申し合わせたルールに基づき、患者補償費、租税公課、無利子化相当額、内部留保を除いた本年度のチッソからの公的債務の返済額の見込みは、中ほどの黒い部分ですが、34.0億円となる見込みでございます。

前に戻りまして、4ページの参考1をごらんください。

金融支援措置の仕組みを図にしたものでございますが、ただいま申し上げました返済見込み額34.0億円が、図の中ほど一番上の矢印の⑥に当たります。

一方、本年度のヘドロ立替債と患者県債の償還額が、左側の二重線で囲った部分(ア)の69.9億円でございます。

この差額35.9億円に対して、抜本支援策により8割を国庫補助金、2割を特別県債で手当てすることとされております。その額が、それぞれ⑦の28.7億円と⑧の7.2億円でございます。

なお、この特別県債につきましては、元利償還金について100%交付税措置されております。

以上でございます。

○山口ゆたか委員長 次に、報告②について、環境保全課から説明をお願いします。

○川越環境保全課長 環境保全課でございます。

報告事項の6ページをお願いいたします。

水俣湾環境対策基本方針に基づく水俣湾の

環境調査結果及び水俣湾埋立地の点検・調査結果について御説明いたします。

まず、水俣湾の水質及び魚介類等の水銀調査結果でございます。

(1)の調査の趣旨でございますが、平成13年に策定いたしました水俣湾環境対策基本方針に基づき、中長期的視点から環境状況を把握することとしております。

(2)の調査項目でございます。

水質、底質、地下水、魚類、動物プランクトンの5項目について、年間を通じて調査しております。

(3)に調査結果を記載しておりますが、水質、地下水ともに総水銀は検出されておられません。また、底質の総水銀につきましても、3地点とも、この下の表の右の欄、暫定除去基準値25ppmを下回っております。

次に、7ページをごらんください。

魚類につきましても、カサゴ、ササノハベラの2魚種とも魚介類の水銀の暫定的規制値以下でございました。

なお、動物プランクトンの総水銀値につきましては、平成24年2月の調査では例年より高い値が見られましたが、4月に再調査を行いまして、例年並みの結果でございました。

それから、(4)の今後の対応といたしまして、今年度も引き続き同様の調査を実施してまいりたいと思っております。

8ページに、調査地点図を参考までに掲載させていただいております。

次に、9ページをお願いいたします。

水俣湾埋立地の点検・調査結果について御説明いたします。

これは、港湾課、都市計画課が担当しておりまして、水俣湾埋立地管理補修マニュアルに基づきまして、毎年実施されておるものでございます。

調査内容と結果でございますが、わかりやすいように、次の10ページの航空写真をごらんいただきながら御説明いたしたいと思いま

す。

まず、水質調査の位置でございますが、白い丸印で示しておりますところとして、埋立護岸の前面6地点の海水調査では水銀は検出されておられません。

次に、埋立地地盤調査でございますが、写真の赤色と黄色で着色しているところが埋立地部分となっております。地盤の標高を測定し、従来の測定値と比較しながら、地盤の変動状況を観察しているものでございますが、地盤の異常な沈下、陥没等は見られませんでした。

次に、構造物の変状調査でございますが、同じく写真の中で青い線で示しました部分です。

護岸、岸壁及び3つの排水路を対象に調査が行われております。変位の観測及び目視による状況調査を行っております。このうち、構造物の調査結果について、各施設とも構造物本体の安定に影響を及ぼすような変状は確認されておられません。

今後も、経過観察を行いながら計画的に補修を行い、埋立地の管理に万全を期されるものと考えております。

水俣湾関連については以上です。

○山口ゆたか委員長 次に、報告③について、環境保全課から説明をお願いします。

○川越環境保全課長 引き続き、報告事項の11ページをお願いいたします。

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく調査測定等の結果について御説明いたします。

まず、1の環境調査でございますが、県内を4ブロックに分けて、地域ごとにおおむね4年に1回実施しております。

平成25年度は、有明・山鹿地域を調査しておりますが、公共用水域の水質2地点と土壌調査1地点におきまして環境基準の超過がございました。

まず、(1)の大気環境調査、(2)の地下水質調査につきましては、全て環境基準値以下でございました。

(3)の公共用水域水質・底質調査でございますが、地理がわかりやすいように15ページの地図で説明いたしたいと思っております。

昨年10月の調査で、荒尾市、長洲町を流れる浦川の長洲鉄橋——地図の下のほうの黄色い丸の地点でございますが、こちらのほうで水質基準超過が見られ、その後の調査で、赤枠で囲んでおります増永橋というところでございますが、浦川の支流でございます。この増永橋でも環境基準超過が見られたため、本年度に入りまして、4月に原因究明のための調査を実施しまして、つい先日結果が判明したところでございます。

基準超過につきましては、専門家の意見も参考にしながら、今後の調査等を検討する予定にしております。

申しわけありませんが、11ページにお戻りください。

下のほうの米印に記載しておりますように、この浦川の河川水は飲用には利用されておらず、また、ダイオキシン類につきましては、稲や野菜等の根からはほとんど吸収されないとなっております。なお、底質の調査では、全て環境基準値以下でございました。

次の12ページをお願いいたします。

(4)の土壌調査でございます。

発生源周辺の4地点と焼却施設の廃止後に行う対象状況把握1地点を調査した結果、対象状況把握の1地点で土壌環境基準超過がございました。その後の調査により、事業場の他の地点での超過は認められませんでしたので、現在超過した土壌の適正処理を指導しているところでございます。

ちなみに、今年度の調査といたしましては、菊池、阿蘇、上益城地域を調査予定でございます。

次に、2の行政検査結果でございますが、

法に基づく基準適合状況を把握するために、特定工場からの排出ガスや排水について調査を実施いたしております。排出ガスは、延べ15施設を調査いたしました。うち1施設で基準超過をしていたため改善命令を行い、改善対策の完了後に基準を下回ったことを確認しております。

なお、ばいじん、燃え殻につきましては、延べ8施設、16検体の検査を実施した結果、特別管理産業廃棄物に該当するものはございませんでした。結果につきましては、14ページの表7のほうに掲載させていただいております。

引き続き、3の法定自己検査結果でございます。

これは、法に基づき、1年に1回以上の自己検査の実施が、特定施設の設置者等に義務づけられておるものでございまして、その実施状況について調査を行っているものでございます。

平成25年度末の自己検査実施義務対象施設は138施設でございますが、検査を実施したものは124施設でありまして、全て排出基準以下でございました。

なお、未実施の14施設につきましては、休止中の施設が11施設、25年度中に廃止されたのが2施設、残りの1施設につきましては、自己検査の実施を指導し、5月中には実施しておることは聞いておりますが、結果がまだでございますので、結果判明後に報告されることとなっております。

環境保全課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○山口ゆたか委員長 次に、報告4について、廃棄物対策課から説明をお願いします。

○坂本廃棄物対策課長 16ページをお開きいただきたいと思っております。

株式会社エコアッシュのプラント建設及び

上田陶石の採石場防災事業計画に係る住民説明会についてでございます。

簡単に、これまでの経緯について御説明をさせていただきたいと思っております。

株式会社エコアッシュは、平成16年度に産業廃棄物処分業の許可を取得しております。現在、苓北町のプラントにおいて、九州電力苓北発電所から排出される石炭灰を原料とするリサイクル製品を製造しております。

今回、天草市高浜に新規プラントの設置を計画しております。県の産業廃棄物指導要綱に基づきまして、事前協議の手続を進めている中におきまして、エコアッシュ並びにその製品の主な供給先であります上田陶石とともに、住民の皆様方に対しまして、事業に対する説明会を3度ほど実施しておりましたが、なかなか地元の理解が得られないという状況が続いておりました。

そういう中、昨年9月に請願が提出をされまして、本委員会において採択をされております。

請願の主な内容といたしましては、石炭灰リサイクル製品の安全性の確認並びに事業者の説明責任を果たさせることという2項目になっております。

平成25年、昨年11月1日の経済環境常任委員会において、先ほどの請願の内容の1項目目になりますけれども、重金属類の5項目につきましても、検査結果、溶出の試験結果につきまして報告をさせていただいて、異常がないという旨報告をさせていただいております。

本年5月の30日に、請願に応えるため、県主催で住民説明会を開催したところでございます。事業者側、県側からそれぞれ説明をするとともに、県のほうから、住民と事業者との間で環境保全協定を締結することを提案いたしましたけれども、地元住民の方々の理解を得るまでには至っておりません。

2番目の住民説明会の概要でございます

が、5月30日に地元のコミュニティーセンターで行っております。参加者は、地元住民の方が約70名、関係者が、当委員会の委員であります西岡県議を初めとしまして、請願の紹介議員でありました池田先生も御出席をいただいております。それと、関係者を含めまして30名ということで対応させていただいております。

主な内容といたしましては、それぞれの事業者から事業計画の説明を行うとともに、そこを所管しております廃棄物対策課のほうからは、廃棄物処理法とはどういうものなのか、指導要綱等はどういうものなのかについて説明をするとともに、製品の安全性等に関する検査結果についても御説明をさせていただきます。指導要綱に基づく今後の手続等について御説明をさせていただいております。

次に、採石法を所管しております産業支援課のほうから、採石法の説明と今回の事業計画に対する県の見解等について御説明をしたところです。

3番目でございますけれども、当日地元住民から出た主な意見について御説明をさせていただきます。

まず1点目が、水源近くにプラントを建設し、地下水を1日100トン揚水する計画であることから、水源が枯渇するのではないかということが1点目でございます。

それと2点目が、県が提案している環境保全協定に県として主体的に取り組み、締結者として名を連ねるべきではないかということの意見が出ております。

3点目でございますが、県が実施した石炭灰リサイクル製品の安全性の確認について、一般的に石炭灰に含まれる5項目について溶出検査を実施しておりますが、総水銀、カドミウム、鉛の3項目についてもあわせて実施すべきではないかという御意見をいただいております。

今後の対応方針でございますが、この新規プラント設置の届け出受理につきましては、法定受託事務でございます。国の基準を満たしていれば許可しなければならないという形になっております。そういう中でも、地元住民の方々の安全、安心に対する不安というものがあることも承知をしておりますので、その不安を十分払拭する必要があるというふうに認識をしております。

今回県主催で開催した地元説明会を引き続き継続いたしまして、一つ一つの課題につきまして丁寧に説明をすることを心がけてまいりたいというふうに考えております。

また、地元からの意見につきましては、石炭灰の排出事業者であります九州電力に対しても、改めて——当日も九州電力のほうは御出席をいただいておりますが、改めて伝えることとさせていただきたいと考えております。

具体的に、先ほどの主な意見のところのそれぞれについて対応をまとめておりますが、1の水源の枯渇問題につきましては、これは水源に係る問題として地域によっては大変重要な問題ということで考えております。水量確保の問題があるということにつきましては、地質の専門家に相談を行い、現地に入らせていただいて、専門家の御意見を十分拝聴して今後の対応を決めてまいりたいということで考えております。

2点目の環境保全協定の締結に向けてですが、県も立会人として積極的に参加する方向にしてまいりたいというふうに考えております。

3番目の安全性につきましては、3項目をやらなかったのは、通常石炭灰の中の組成の中にはこういう項目は含まれないというふうに聞いておりますし、そのように文献等でも読ませていただいておりますが、住民の不安が払拭できないということであれば、当然3項目についてもあわせて試験を行うことが必

要かと思しますので、これについては、現在採取をいたしまして、保環研のほうで溶出試験を行っているところでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○山口ゆたか委員長 次に、報告5について、環境政策課から説明をお願いします。

○正木環境政策課長 環境政策課でございます。

改めまして、別冊になりますが、報告事項、水俣病特措法に關係する会社法の改正等の概要について御説明いたします。

法案の成立等により、資料の時点更新をしておりますので、事前に配付させていただいた資料ではなくて、本日机上に配付させていただいた資料のほうをごらんいただければと思います。左上に「別冊」とある資料をごらんいただければと思います。

それでは、表紙をおめくりいただきまして、1ページをお願いいたします。

1の(1)にありますとおり、会社法改正案は、社外取締役等による株式会社の経営に対する監査の強化、株式会社及びその属する企業集団の運営の一層の適正化等を図るため、法務省から提出されたものでございます。

主な内容は、①から④にあるとおりですが、水俣病特措法に關係しますのは、下線を引いております④の部分で、親会社が子会社の株式等を譲渡しようとする場合に、親会社の株主総会の特別決議を経るべきことを新たに義務づけようというものでございます。

ここで次の2ページをごらんいただきたいのですが、水俣病特措法におけるチッソの経営形態の見直しのスキームでは、表の下段ですが、⑦事業会社の株式譲渡に当たっては、対応する右の欄の黒丸にありますとおり、環境大臣が総務大臣、財務大臣と協議をした上で承認することが必要とされております。

先ほど申し上げました会社法改正案の④が適用されますと、チッソの事業会社JNCの株式譲渡に当たっては、現行の環境大臣の承認に加え、親会社であるチッソの株主総会の特別決議を経ることが必要になります。

1ページにお戻りいただきまして、(2)ですが、(1)の会社法改正案の施行に伴い、関係法律の規定の整備等を行うための整備法案が、(1)の会社法改正案と同じく法務省から提出されております。

この中で、会社法改正案の④、親会社が子会社の株式等を譲渡しようとする場合に、親会社の株主総会の特別決議を経るべきことの義務づけが除外される法律として、民事再生法、会社更生法等の5法律が規定されております。ここに水俣病特措法は含まれておりません。

このことについて、(3)ですが、日本維新の会から、ここに水俣病特措法を加えようという修正案が提出されました。その提案趣旨は、枠囲みの下にありますとおり、提案者によりますと、読み上げますが「水俣病特措法においては、特定事業者による子会社の株式譲渡に際して、環境大臣の承認を要することが規定されている。ここに改正後の会社法の規定を適用すると、子会社の株式譲渡にあたり、環境大臣の承認に加えて、重ねて株主総会の特別決議が必要となり、水俣病特措法の法制定時と異なる法律上の手続を付加することになるため。」というものでございます。

この修正案が適用されれば、枠囲みの中で下線を引いておりますが「水俣病特措法における特定事業者については、子会社の株式譲渡の場合も、株主総会の特別決議はこれまでどおり不要となる。」こととなります。

ページをおめくりいただきまして、3ページをお願いいたします。

会社法改正に関する国会の審議経過でございますが、本年4月23日に衆議院法務委員会

に日本維新の会が整備法案の修正案を提出し、可決され、4月25日に衆議院本会議において可決されました。参議院では、6月19日に参議院法務委員会において、6月20日に参議院本会議において、それぞれ可決され、会社法改正案及び日本維新の会が提案した修正内容を含む会社法改正の整備法案が成立しました。

なお、会社法改正案に関連して、環境大臣等が、チッソによるJNCの株式譲渡に関して、閣議後の記者会見や国会における審議等で発言されています。

4の下線を引いている箇所でございますが「現在、『救済の終了』にあたる状況にはなっていない」「『救済の終了』については」「どういう状況がそれに当たるか、環境省として今後適切に判断したい」「環境省としては、現状において、原因企業による株式譲渡を承認できる環境にはないと考えてい」との認識を示されています。

以上でございます。

○山口ゆたか委員長 次に、報告⑥について、商工政策課から説明をお願いします。

○高口商工政策課長 商工政策課でございます。

商工観光労働部の報告事項の冊子をお願いいたします。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

資料の1ページをあけていただきたいと思えます。

熊本県中小企業振興基本条例に基づく取り組みについて、平成25年度の主な取り組みの成果を中心に御報告いたします。

平成25年度は、全体で95の事業の取り組みを行いまして、予算額で約295億円の支援に取り組んでおります。

まず、主な取り組みの成果のうち、(1)の条例の周知、受注機会の拡大等についてでござ

いますが、県関係の部署や市町村を初め関係団体等に対して条例を周知しますとともに、発注する工事、物品、役務につきまして、受注機会の拡大の要請をいたしました。

なお、各部局におきましても、分離・分割発注やJV制度の活用など、中小企業の受注機会の拡大に努めているところでございます。

以下、条例第4条に掲げる基本方針に沿って、主な取り組みの内容を簡潔に御説明いたします。

2ページをお願いいたします。

2ページ下段になりますけれども、(2)産業の高付加価値化、経営の革新及び新たな産業の創出の促進につきましては、45件の経営革新計画の承認やリーディング企業の育成に取り組んだほか、農工商連携を初め、新産業の創出につながる事業を産業支援機関等と連携して行っております。

続きまして、5ページをお願いいたします。

(3)の中小企業者の経営基盤の強化に必要な経営資源の確保についてでございますが、7つの制度融資等によりまして、総額123億円余、約2,100件の融資を実行したほか、商工3団体を通じた中小企業の経営強化や組織化の支援を行っております。また、新たに金融と経営の一体的な支援や構造不況対策に対しても支援を行ったところでございます。

次に、7ページをお願いいたします。

(4)ですが、地域における事業者の有機的な連携の促進の項目でございます。

地域資源を活用した新たな取り組みを支援し、特産品の開発や販路拡大の支援を行っているところでございます。

次に、8ページをお願いいたします。

(5)の人材育成とその確保についてでございますが、ジョブカフェやジョブカフェ・ブランチによる若年者の就業支援等を行い、約1,900名の就業につなげました。また、人材

の育成強化については、教育界と産業界との連携によるキャリア教育の支援や産業人材強化支援センターによる支援、高等技術専門学校や技術短期大学校等による職業訓練等を実施しております。

続きまして、11ページをお願いいたします。

(6)でございますが、研究開発の推進と産学行政の連携についてでございます。

産業振興ビジョンの重点戦略5分野に掲げる次世代マグネシウム合金、あるいは有機エレクトロニクス分野、さらには食品関連分野等に関する研究開発や新エネルギーの導入に関する実証実験等に取り組んでおるところでございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。

(7)でございます。

環境と調和のとれた産業活動の推進でございますが、バイオマスの利活用推進や産業廃棄物の排出抑制、リサイクル技術開発につきまして支援を行っているところでございます。

次に、15ページをお願いいたします。

(8)になりますけれども、企業立地の促進についてでございます。

研究開発型企業の誘致等に積極的に取り組みまして、昨年度は37件が立地しております。また、新たにフードバレー構想の加速化に向けた食品関連企業の誘致にも取り組んでおるところでございます。

次に、16ページをお願いいたします。

(9)の地域の多様な資源を活用した事業活動を促進する環境の整備についてでございますが、商店街の活性化に向けた環境整備やリーダーの育成に取り組んでおります。また、海外展開の支援として、専門のアドバイザーによる相談、現地での支援、海外展示会への出展などを実施しております。観光や物産振興につきましては、JRや旅行会社とタイア

ップした観光キャンペーン、くまモンを活用した熊本プロモーションの推進、首都圏での商談会、フェアの開催など、県産品の販路拡大に取り組んでいるところでございます。

最後に、19ページをお願いいたします。

(10)ですけれども、安心して子どもを産み、育てることができる雇用環境の整備についてでございますが、女性労働者のキャリアアップ研修や子育ての応援の取り組み、女性労働者の地位、資質向上や企業における女性活用の促進等への支援を行っているところでございます。

以上が25年度の取り組みでございます。

続きまして、20ページをお願いいたします。

ここからが26年度の取り組みでございます。

今年度の一覧表を掲げております。全体で、事業数で101の事業、取り組みがございまして、予算額で277億円余りの支援に取り組んでいるところでございます。25年度の取り組み等の成果と同じ構成で作成いたしております。説明については、割愛をさせていただきます。

以上で報告を終わらせていただきます。

○山口ゆたか委員長 次に、報告7について、労働雇用課から説明をお願いします。

○松岡労働雇用課長 資料38ページをお願いいたします。

今年度の緊急雇用創出基金事業の取り組みについて御報告いたします。

現在の基金事業は、起業支援型地域雇用創造事業と地域人づくり事業の2つの事業がございまして。起業支援型は、新たな分野に進出する企業を含めて、創業後10年以内の企業活動の支援を通じて、雇用の受け皿をつくる事業でございます。地域人づくり事業は、先ほど補正予算でも説明申し上げましたが、若

者、女性等の雇用拡大、処遇改善の取り組みを支援する事業でございます。

上段に県事業分を記載しておりますが、昨年度から実施しております起業支援型は、現時点で67の事業で218人の雇用創出を予定しております。また、今年度から実施の地域人づくり事業は、求職者の雇い入れなどを行う雇用拡大プロセスと在職者の賃金上昇に向けた取り組みを支援する処遇改善プロセスの2つのメニューがあり、それぞれ記載の内容で事業を予定しております。

市町村事業分についても、同じようなスタイルで記載をしておりますが、参考として、これまでの執行状況、一番下段の表になりますが、これまでの基金の合計額222億円余り、執行額194億円に対して、新規雇用数は2万1,000人余りの累計となっております。

39、40ページにつきましては、今年度県が取り組む事業の一覧を参考までにつけております。説明は、恐縮ですが、省略させていただきます。

労働雇用課は以上でございます。

○山口ゆたか委員長 次に、報告8について、国際課から説明をお願いします。

○磯田国際課長 国際課でございます。

資料41ページをお願いいたします。

くまモンイラストつき商品の海外販売の解禁についてでございます。

くまモンイラストつき商品の海外での販売につきましては、これまで原則として禁止しておりましたが、県内事業者の方々の要望に応え、くまモン商品の登録が進んだ国や地域に関し、今月9日から解禁いたしましたので、御報告いたします。

具体的に対象になるもの、この中ほどの欄、食品という欄がございまして、その下に農林水産物、こちらにつきましては、県内で生産したもの、その横、左記以外の食品、加工

食品等につきましては、県内に本社を置く事業者が、県内で製造、加工したもの、または県産農林水産物を使用し、国内で製造、加工したもの、そして一番右の食品以外、これはグッズなどにつきましては、製造地にかかわらず、県内に本社を置く事業者が製造、加工したものとしております。

また、一番下の括弧のところですが、販売する対象の国及び地域は、くまモンの商標登録の手続を行っている中国、韓国、香港、台湾、シンガポール、タイ、アメリカ、EU加盟諸国としております。販売に際しましては、県への届け出書と承諾書の提出が必要となります。

県内事業者の皆様には、6月5日に説明会を実施いたしましたところ、約80社、120名の皆様にお集まりいただきました。海外での認知度が高まってきているくまモンを積極的に活用して、本県のPRや県産品の海外販路拡大を促進してまいりたいと思います。

国際課は以上でございます。

○山口ゆたか委員長 次に、報告9について、企業局から説明をお願いします。

○五嶋企業局次長 報告事項の企業局分の資料をお願いいたします。

荒瀬ダム本体等撤去工事の進捗状況でございます。

まず、1ページをお願いいたします。

1の平成26年度工事の進捗状況でございます。

平成26年度のこれまでの進捗としましては、①に記載しておりますように、5月23日までに洪水吐きゲート3門を撤去いたしました。2ページに写真を掲載しておりますが、以上により、無事全ゲートの撤去を完了することができました。

次に、今年度のこれからの予定でございますが、1ページの中ほどの図面をごらんくだ

さい。

1つ目が、門柱の撤去です。

平成27年度に撤去することとしておりましたが、全体工程を再検討しましたところ、平成27年度は工事量が多く工程的に厳しいと予測されることから、一部を前倒して2基の上部を撤去することとしております。

2つ目が、本体基礎部分でございます。右岸側のみお筋部の撤去でございます。

この工事は、河川内の作業となりますため、非出水期に行う予定です。なお、みお筋撤去につきましては、現在詳細な施工計画を検討中ではありますが、急流球磨川の水を遮り、川底まで掘り進む難工事となりますので、安全や環境に十分配慮しながら撤去工事に取り組んでまいります。

以上で撤去工事の進捗状況の報告を終わりますが、全体工程計画のとおり、平成29年度までにダム撤去を完了させられるよう、引き続き工程管理を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○山口ゆたか委員長 以上で報告の説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○鎌田聡委員 水俣病関係になりますが、先ほど御報告いただきましたが、臨水審の関係ですね。30件ぐらいというお話がきのうまであつてますということですが、これは大体、これから臨水審が今月末から来月上旬というお話がありましたが、大体1回でどのくらい——30件希望されていますけれども、30件全部やれるんですか。

○中山水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

臨水審につきましては、今月下旬か来月上旬に次回開催というふうに聞いております

が、今御質問のありましたように、じゃあ1回に何件かけられるのかということですが、まず、これは要素として、先ほどの32名の方が、どの程度疫学調査や検診が終了されているかと、つまりどれだけデータがとれているかということが一つあります。それから、臨水審の開催の日に何件かけられるかという要素があると思います。

それで、これは国のほうで審査をなさいますので、臨水審のスケジュールにつきましては、私どもとしてはちょっと把握はしづらいところでありまして、また、個々の方々の疫学調査や検診につきましても、中にはまだ疫学調査も着手してないというような状況もありますので、この32名の方のこれからの調査の状況につきましても、今この時点で、いつごろまでというめどはちょっと申し上げるのは難しいかなと思っております。

○鎌田聡委員 32名の方ということですが、それぞれの疫学調査、検診の状況もまだわからないということですが、できるだけ早くといえますか、臨水審でのやっぱり審査を積み重ねた上で県の審査会というお話ですから、できるだけ多くの申請者をやっぱり審査していただくように、県として準備をしていくべきだというふうに思いますから、その点はぜひ——開催までもう少し期間はあるかと思えますけれども、その辺はできるだけ多くの方が見ていただけるように対応していただきたいと思いますし、合わせて100件ほど問い合わせがあったということですが、これから32件を超える方々がやっぱり希望されていく要素というのはあるんですか。

○中山水俣病審査課長 まず、1点目の今後の申請者、国へ申請をされている方々への対応についてですが、国に申請をされているということは、できるだけ早く審査をして早く

結果を得たいということでございますので、私どもとしても、その準備についてはなるべく早目の対応をさせていただきたいと思っております。

2点目の今後の見通し、申請者がこれからどれぐらいになっていくかということだろうと思いますが、正直、5月28日に周知の文書を差し上げた後は問い合わせもございましたが、最近は余り問い合わせもない状況でございます。

したがって、今後飛躍的に国への申請がふえるということは、なかなか現時点では申し上げられないと思いますけれども、個別に申請者の方と接する機会もありますので、そのようなときに、決して強制になるようなことのないように注意しながら、制度の説明をし、その中で国で審査をしていきたいと、させてもらいたいという方については、臨水審もお勧めしていきたいと思っております。

○鎌田聡委員 今後の状況は、今お話しされたとおりということでありませうけれども、これからやっぱり臨水審での実績を積み重ねてもらわなきゃいけないし、できるだけ早く県としても認定審査会をやっていかなければ、行政の不作為といいますか、そちらの問題も出てまいりますので、651件ほどありますので、ぜひ対応を急いでいただくように、国のほうにも、そしてまた県としても対応していただくように、これを要望しておきます。

○西岡勝成委員 要するに、最初患者団体は臨水審には申請しないというような話で、私からも、ぜひその理解していただくようにということで努力をお願いしとった結果、32名、5%近くの方々が申請されたということで、ダブルスタンダードの部分が、ある意味国の審査が進んでいくと埋めてくるような感じで私も安堵しておりますが、ある患者団体がそういうことで否定されておりましたけれ

ども、個人の方、団体に入っておられない方なんですかね、30名というのは。

○中山水俣病審査課長 水俣病審査課です。

実は、申請者の方がどの団体に入っておられるかというのを、実は我々も正確に把握することは実際かたいところがあります。したがって、団体に入っている入っていないというのは確かなところはわからないところがあります。しかも、実は、この32名の方がどの団体に入っているらっしゃるとか、そういうことを特に把握しているわけではございませんので、ちょっと申しわけありませんが、そのところはまだわかりかねるところでございます。

○西岡勝成委員 いずれにしても、5%近くの方々が臨水審に申請されたというのは、非常に県の努力を多としたいと思えます。

先ほど鎌田先生からもお話がありましたように、早く申請して、審査が終わって、申請者の皆さん方が結論をいただくように、今後とも努力をしていただきたいと思います。

○山口ゆたか委員長 ほかにありませんか。

私から1点、報告の4についてちょっと確認をさせてください。

エコアッシュのプラントの建設及び上田陶石の採石場の防災事業計画に係る住民説明についてなんですが、今回県が主導して地域に対する説明会を開催いただいたということで進んでおるわけでありませうけれども、この説明会の参加者の中に天草市という地域の行政がちょっと書いてないんですけれども、天草市の皆さんも参加はされたんでしょうか。そのあたりをちょっと経緯等々含めて教えていただければと思います。

○坂本廃棄物対策課長 天草市のほうには、当初御案内文を出したら欠席という回答があ

りましたので、私のほうから、ぜひとも出席していただきたいという旨連絡をいたしまして、その際、一応快諾は得たんですが、当日になりまして、説明会側の席には座りたくないという申し出がありまして、住民側のほうに座ってらっしゃったという経緯がございます。かなり多くの方は来られてたというふうに承知をしております。

○山口ゆたか委員長 そういった状況で1点確認なんですけど、県が地域との間に進めておる協定ですかね、環境保全協定についてですけども、天草市のほうでは、まだそういったこの協定の締結というか、そういったことについて反応があったとか、そういうのはありますか。

○坂本廃棄物対策課長 環境協定については、説明会の開催前から事務担当者同士ではずっと中身の詰めをやっておりまして、天草市の事務方としては、そういう方向が望ましいのではないかと方向性を打ち出しているのではないかと私は理解をしてたんですが、ちょっとそこところが天草市の内部でも議論がなされてるのかなということで、若干足踏み状態になっているのかなというふうに思います。

○山口ゆたか委員長 働きかけを含めて、今後一緒にやっていただくことを望みます。

ほかにありませんか。

○西岡勝成委員 私も出席して、最終的には九電が原因者で排出するわけですから、九電の問題であるんですけども、やはり熊本県内の電力の8割を九電が賄っているという状況等々を考えると、今原発がとまっている中で、フル稼働してる中で、石炭灰もばんばん出るわけですね。

この前、生コンの組合の総会に行って、組

合長さんにフライアッシュの件について質問しましたけれども、西岡さん、これはもう絶対安全ですよというような評価を、国も認めますからというようなことなんですよ。それを天草町の人たちから見れば、何で天草町ばかりでこれ受け入れないかぬとかという、天草を九電の灰で埋めてしまうとかというような気持ちがどうしてもあるんですよ。

であれば、安全であれば、私は、どこでも県内使っていていいわけで、その辺を今度調査を2項目またふやしてされるということでもありますので、国の基準もあるし、県は県で、苓北だけで最初これを使うのを認めたのを、蒲島知事の時代になって県下で認めますよというようなことに経過を含めてあっているわけですから、もうちょっと堂々として、私は、そういうものであれば県内で使っていていいんじゃないかと思うんですけども、その辺はどうなんですか。

○坂本廃棄物対策課長 まず、2点問題があるかなと思いますが、1点は、石炭灰を輸送しないといけないということが1点あります。それともう1点は、輸送した中にプラントをまた新たにつくらなければならないということで、コストパフォーマンスがどうなのかという問題があるのかなというふうに思います。

まず、苓北でつくったものは、基本的には1時間から1時間半内に施工しないと、固まってしまうので施工ができないという製品でございますので、その辺との絡みの中で今後検討されるべきことかなというふうに思います。

以上でございます。

○西岡勝成委員 固まってしまうというのは、製品をつくった段階でしょう。灰が固まるわけじゃなくて、製品を要するに練った段階がでしょう。

○坂本廃棄物対策課長 今申し上げたのは、あくまでプラントで練った段階です。コン練りした段階で1時間から1時間半と。だから、もしそれができないということであって、例えば熊本市近辺で使うと仮にした場合に、それまで灰を運んでくる必要があるということと、そこにプラントをつくらなければならないということ、コスト的な意味合いとしてどうかということの問題が今度は事業者のほうに出てくるだろうなというふうに思います。

○西岡勝成委員 いろいろ使い道を考えていただいて、いずれもうあの埋立地もそれは満杯になるわけです、九電が用意しているですね。そういう中で、やっぱり将来的なことを考えていくなれば、天草だけで何でというようなことに——コストのことはあるかもしれぬけれども、その辺も含めて、県のほうでもやっぱり全体として考えていくべき課題だと思うんですね、私は。

○坂本廃棄物対策課長 参考までに申し上げますけれども、先ほどセメント業界で大変好評だというお話をいただきましたけれども、フライアッシュの6割はセメント業界で既にもう使われております。今回の土木製品類で使われているのは約2割5分程度でございますので、トンネルとかいろいろな強度が強いところにはフライアッシュを使ったほうが望ましいという成果も出ておりますので、参考までに皆様に御説明しておきたいと思えます。

○山口ゆたか委員長 ちょっと関連してですが、皆さんの一つの規定として、こういうリサイクル品を使うときに、グリーン購入の指針などを定められておられましたよね。このあたりも、今、フライアッシュの件について

いうと、かなり限定的な利用ということで記載されておりますので、このあたり関連するのであれば、委員会等々でそういうグリーン購入に関する見直し等々も含めて報告いただければというふうに思います。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○山口ゆたか委員長 なければ、報告に対する質疑を終わります。

それでは、最後に、その他に入ります。委員の皆様方から何かありませんか。

○佐藤雅司委員 2つですが、1つは、ことしがやまなみハイウエー50周年ということでですね。それから、阿蘇国立公園制定80周年、これは非常に区切りが悪い話ですが、これは県で何か——きのうも、たしか大分両県で、あれやまなみだったのでしょうか、ゆるキャラが集合してPR活動をやったという話なんです、それは何か県のほうで、やまなみ、あるいは国立公園80周年、イベント等を考えてらっしゃいますかね。

○中川観光課長 観光課でございます。

今委員御指摘のとおり、ことしはやまなみの50周年でございまして、私ども、地元とそれから大分県と連携しまして、この夏にイベント等を実施しようと考えております。

以上でございます。

○佐藤雅司委員 国立公園は。

○中川観光課長 国立公園の80周年も、関連ということで、あわせて大きなイベント等開催しようと考えております。その内容につきまして、大分県等と詰めているところでございます。

○佐藤雅司委員 それはもう結構です。

もう一つは、先ほど自然保護課にもお尋ね

したんですが、その関連で、阿蘇はああいいう地域ですから、草原の維持、再生については、県知事も非常に積極的にやっていたいで、本当にありがたいというふうに思っております。

農業情勢がこういうふうになりました。野焼きもやっぱり都市の皆さん方から加勢してもらわぬとできぬような状況になりました。しかしながら、あの地域を、あの広大な1,200平方キロという、相当のところを守っていくというのは並大抵のことじゃないということですが、やっぱり観光と農業といますけれども、農業情勢ですね。

繰り返しになりますけれども、厳しい状況なんですね。やっぱり観光である程度飯を食いながら農業も続けていかなきゃならぬと、こういうことになっているわけですが、園地事業も、国のいわゆる国立公園の中で、いろんな事業を予算をつけていただいて頑張っておるということですね。

ただ、どうも見ておると、毎年かなりいろんなところ、道路をつくったり——道路といいますか、その園地事業のマークをつけたところにいろんな事業をしていかないかぬわけですが、どうも中で、例えば経済対策が行われても何か予算がつかないなという感じがしております。その辺、予算取りが、非常に国あたりが、環境省あたりもその点余り予算がつかないのかもしれませんが、積極的に、知事も、なければ取りにくいぐらいの気持ちでというふうにおっしゃっておりますが、その辺、毎年、これはもうきょうの補正については、補正ですから、当初じゃありませんから。当初予算を取ってくるときに、何かこう工夫、手だてというか——それから、阿蘇地域に対する園地マークのビジョンあたりを持っておられるのだろうかという感じがちょっとしておりますけれども、何か要望があったからここをやりますという、いわゆる対症療法的な予算の組み方じゃないかなとい

う感じがしとるわけですが、その辺何かおわかりになればちょっと答えてもらいたいなど思っていますけれども。

○三原自然保護課長 委員お尋ねの園地事業と申しますのは、国立公園あたりでのいわゆる駐車場ですとかいろんな施設のことかというふうに認識します。

基本的に、現在、国立公園の中の施設整備につきましては、環境省のほうで直轄事業でやるというふうなことで、この前の三位一体改革によって県と国の仕分けができて、今国のほうで整備をしていただくという段取りで今進んでおるところでございます。

私どもといたしましては、国に対し、国の直轄で国立公園の園地でいろんなお話があるところにつきましては、こういったところは整備していただけないでしょうかというふうなことで直轄事業の要望をやっていくというふうなことで、環境省のほうに県の実情をつないでいくというふうな取り組みを今やっておるというところでございます。

○佐藤雅司委員 そこにも環境省の自然保護関係があるわけですが、そういった話は全く聞かないし、地元の話も、そういう、私には要望があるわけですが、なかなかそういうのが話として見えてこないなというふうに思っております。

それから、環境省が今度新しい事業を阿蘇地域の中でやっていくわけですが、やっぱり従来型の事業の計画ですね。ただ物を売ってということだけではなくて、やっぱり人々が集えるとか、癒やしの空間があるとか、そういうものをやっぱり整備していかないと、せっかくこうやって海外展開であるとかいろんな九州の中で頑張っているとかそう言っても、なかなか見えてこないんじゃないかなという感じがしております。

そういうビジョンまで描きながら、阿蘇山

上も含めた形でやっぱりやってもらうようにしていかないと、これはなかなか観光でも飯が食われぬ。なかなかああいったところは、やっぱり観光客からいえば、もっともっと修練されたといいますか、ちょっと磨き上げたものをつくっていかないと難しいんじゃないかなと。30年代、40年代の話ばかりしよったって、昔は団体旅行とか修学旅行ばかり言いよったってそんなのないわけですから、そういうところもやっぱり考えていかないといかぬと私は思っています。

そういうのが、自然保護課の——まあ失礼な話ですけども、レベルで考えられとるのかなと。あるいは、観光の視点というか、今こうやって世界的にも——何が世界の阿蘇やて私たちは思うわけですけども、みんなそう言うわけですが、そういった世界的にもやっぱりいいやつを、時代に合うものをつくっていかんと私はいかぬなというふうに思っておりますが、そこは何か商工部長さん……。

○真崎商工観光労働部長 観光のほうで何か考えているかというお話がありましたので、その点についてお答えさせていただきますと、実は、本県の観光というのは、振り返ってみますと、熊本県各地に本当にいいものがたくさんあるということもあつたんでしょうけれども、温泉、食、いろんな、県内どこに行ってもいいものがあるんですけども、どこに行っても同じようなものと、逆に言えば。

そういったことで、本県の観光の方針としては、熊本にしかないもの、これをいわゆるフックといいますか、目玉にして、熊本に観光客を呼び込んで、その呼び込んだ客を回ってもらおうというんですか、ということで、じゃあ何かということを考えたときに、阿蘇——先生も世界の阿蘇とおっしゃいましたけれども、確かに阿蘇山というのは、日本全国ありません。阿蘇山という名前では、もちろ

んありませんけれども、あれだけの広大な世界有数のカルデラの中に人が住んでいるというのはありません。

それともう一つが、細川、加藤の400年の歴史、熊本城を象徴的なものと捉えておりますけれども、この2つで熊本県の観光はやっていこうということを、2年前ですか、実は方針を立てて、いろんな旅行代理店の企画あたりに、この2つを目玉にしてやっていこうというふうなことで我々は方針立てをしたところではございます。よろしいでしょうか。

○佐藤雅司委員 ようこそくまもと観光立県推進条例、よく読んでおりますので、そのところはようわかるつもりですが、やっぱりあの壮大な——地元ではなかなかそういうふうに思いませんが、よそから来る人たちはすごいなというふうに思って、空が近いし、あれだけの草原があるということの中での園地事業ということで、いわゆる林務サイドで考える観光の視点、いわゆる自然環境を守っていくだけの視点ということから、少し磨き上げたものにならないかぬなというふうに私は思っております。

ですから、いわゆる林務がやっている自然環境、環境省がやっている環境と、それから観光がやる環境というのは、そこはおのずから違ってくると私は見えますもんね。

だから、ぜひそういったことまでやっぱり考えながら、ひとつ園地事業も環境省あたりに積極的にアプローチをかけて、ひとつ予算確保に全力を挙げてもらいたいなと、要望でございませぬ。

以上です。

○山口ゆたか委員長 ほかにありませんか。

○西岡勝成委員 県の物産の海外戦略ですよ。もう国内の人口が減って、購買力が少なくなっていく中で、市場が小さくなっていく

中で、どこの県もアジアに向けてアジアに向けてみんな行きよる。すると、もう地域間競争が海外でなされていくと思うんですけども、この前テレビを見とって、ノルウェーがやっぱり水産物を世界に輸出する流れを見ると、やっぱりその国に合ったマーケティングを徹底的にやって、その国の消費者ニーズを的確につかみながら商品をつくっていくというやり方をやっているんですけども、まさしくそれをやっていかないと、一口にアジアと言っても、それぞれ宗教も違うし、国柄も違うし、食べ方もいろいろ——実は、この前、ふりかけ協議会の皆さんが、アジアにふりかけを持って、そしたら、あそこは同じご飯を食べるんですけども長粒米だもので、もさもさばさばしてるんですね、ご飯が。それにばさばさしたふりかけをかけても余り人気がない。ちょっと柔らか目のふりかけのほうがいいというようなそういう話もあったんですけども、そういうふうにもいろいろやっぱり地域の事情を的確につかんで、消費者ニーズをつかむということは大事だと思うので、その辺はどういうことで今やられてるのかなと思ったんですけども。

また、そして商習慣も、ベトナムあたり共産主義の国ですけども、賄賂が要るような形の話もあるし、その組織的にいろいろ難しい、国柄によって違う部分があるので、やたら行ってもうまくいかない部分があると思うんですよ。

その辺は、どういう戦略でやっぱり熊本県はやっていくのか。くまモンは一つの大きな顔としていいんでしょうけれども、そういう実質的な戦略をちょっとお聞きしたいんですけども。

○磯田国際課長 国際課でございます。

先生御指摘のように、やはり物を売っていくということの前提として、マーケティングというのは大変大事でございまして、そこは

一番のポイントかと思えます。ただ、世界中を相手にする、県としてもなかなか難しいものですから、県では、海外展開推進本部というものも設けまして、議論しまして、当面向かっていく中心となるものをアジアに向けてやっていこうということでやっておりまして、まず、今年度は、例えば台湾とかということに対して攻めていこうということでやっているところでございます。

そういったものをやっていく中で、商談会とかいろんなものをやっていく中で、やはり具体的に向こうのバイヤーとかとお会いする中で、それぞれこういったものが必要である、こういった形じゃないと難しい。

例えば、消費期限が食品の場合では最低180日ないとだめですよとか、今ちょっとセブンイレブンと色々な商談会をやってはいるんですが、物としてはもっと価格としては200円以下じゃないとだめだとか、もろもろのお話が出てまいります。

そういった現場でのお客様のニーズを聞いた中で、事業者の方々が自分の商品も変えていくということがとても大事だと思いますので、県としてはそういう機会をなるべく事業者の方に提供して、どんどんどんどん海外で売れるものに磨き上げていくということが大事かと思えます。

それと、先生がおっしゃったように、くまモンというものは最も今大事なツールになっておりますので、そういったものも上手に使っていつてあげるといいのではないかなというふうに考えているところです。

○西岡勝成委員 グリーン農業あたりも熊本県は推進していますけれども、食の安全、安心というものは、これはもう絶対アジアに向かって売りだと思えるんですね。こういうものも、ひとつ心の中に据えて頑張って……（「はい」「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○山口ゆたか委員長 ほかにありませんか。

○橋口海平副委員長 人権同和政策課長にちょっと質問します。

5月29日に、人権啓発推進協議会のほうに出席させていただいたんですが、そのときに人権啓発のテレビCMというような説明がありまして、その中で、昔おじいさんが山へしば刈りに行こうとすると、もう年なんだからとめられたとか、そういう子供のくせにとか笑われたとかいうのがあるんですけども、私の感覚からすると、やっぱりお年寄りの方が危ないことをしようとする、もう年なんだけんやめなっせというようなとめ方とかしたりすると思うんですね。というのをCMとか映画館とかで流されてたということなので、こういうのをちょっと流すと勘違いする方も結構多いんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○中富人権同和政策課長 人権同和政策課でございます。

昨年度まで実施しておりましたテレビCM、今、副委員長がおっしゃったような内容でございます。これは、お年寄りだから頭ごなしにこれはいけないとか、子供だから頭ごなしにこれはだめだという決めつけはよくないですよ。

ただ、副委員長おっしゃるとおり、その方のお年寄りなり子供なりそれぞれの弱点とかございますから、そこに配慮するということは大切なことでございます。一方で、その方の思いを大事にする、もう一方でその方のいろんなりリスクも心配していくというのも大事なことでないかなと思っておりますので、これからも気をつけてまいりたいというふうに思います。

○橋口海平副委員長 もうちょっと工夫とかしたりして、人権というのは何なのかとかも

うちちょっと考えたりして、そういうのも啓発していただきたいと思います。

○山口ゆたか委員長 私もちょうと今隣で見ただけなんですけれども、どう捉えられるかというのはすごく重要だと思うんですね。さまざまな捉えられ方があるというのは、すごくそれぞれに迷いを生みやすいというか、もうちょっとこう端的な表現であったり、やはり工夫しないと、せっかく人権のことを皆さんに理解していただきたい、啓発を中心にやっているわけですから、これはもう一回工夫の余地があるんじゃないかなと思いますので、あわせて意見として言わせていただきます。

ほかにありませんか。

（「はい」「ありません」と呼ぶ者あり）

○山口ゆたか委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了しました。

次回の委員会については、8月7日午後1時30分からを予定しております。8月7日でございます。なお、正式な通知については、後日文書で行いますので、よろしく願いいたします。

それでは、これをもちまして第3回経済環境常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後0時18分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

経済環境常任委員会委員長